

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案に対する修正案 対照表  
 ○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（第百八十三回国会閣法第六十号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則            （施行期日）            第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第            三条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（検討等）            第三条 政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正</p>	<p>附則            （施行期日）            第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（新設）            （新設）</p>

な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、第三条第一項各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに関し、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第十一条第二項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。）等の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（新設）

第六条 政府は、この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 (略)

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第八条 (略)

(民事執行法の一部改正)

第九条 (略)

(消費者契約法の一部改正)

第十条 (略)

(新設)

(登録免許税法の一部改正)

第四条 (略)

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第五条 (略)

(民事執行法の一部改正)

第六条 (略)

(消費者契約法の一部改正)

第七条 (略)